

マラウイ出入国に際しての注意事項

1 マラウイへの入国

(1) ビザ

マラウイへの入国にはビザが必要です。原則、渡航前にマラウイ入国管理局のホームページ (<https://evisa.gov.mw/>) より、事前にオンライン上で電子ビザを申請することが求められています。

他方、ビザ申請をしてもオンライン上で取得出来なかった事例が報告されていますが、日本人はマラウイ入国に際し、アライバル・ビザ取得可能国リストに掲載されていますので、マラウイ入国時にビザを入手が可能です。

観光、親族訪問、ビジネスなどの目的でマラウイに短期滞在する場合は、30日間有効なビザを取得でき、マラウイ入国管理局で手続きを行えば90日間(30日の一時滞在中に加えて60日まで滞在可能)まで延長できます。90日を超える滞在が目的の場合には6か月以上の長期滞在許可を取得してください。

なお、滞在許可日数を超過して滞在した場合、1日あたり25ドルの罰金が科せられますのでご注意ください。詳しくは渡航前に在京マラウイ大使館にお問い合わせください。

(<https://www.malawiembassyinjapan.org/>)。

注：日本国籍の方が海外へ渡航する際のビザについては、渡航先国・渡航目的・滞在期間等によってビザの要否・種類が異なり、また、国によっては事前通告なしに手続きが変更される場合もありますので、詳細は日本国内にある渡航先国の大使館・総領事館に確認し、最新の情報を入手してください。なお、各国の一般的な出入国審査等については外務省海外安全ホームページの安全対策基礎データでも参照できます。

(2) イエローカード提出

マラウイは黄熱病リスク国ではありませんが、以下の条件下でイエローカードの提示が求められる場合があります。

- ・黄熱病リスク国(エチオピア・ケニア等)から入国する場合
- ・黄熱病リスク国を経由(トランジット含む)で入国する場合

※日本はリスク国ではありません

2 マラウイからの出国

マラウイから出国する全ての渡航者は、目的地の入国要件(Visa、イエローカード等など)に従ってください。尚、前述したとおり、マラウイでの滞在期間が超過している場合は1日あたり25ドルの罰金が科せられます。

※詳細は日本国内にある[渡航先国の大使館・総領事館](#)に確認し、最新の情報を入手してください。なお、各国の一般的な出入国審査等については[外務省 海外安全ホームページ](#)の安全対策基礎データでも参照できます。

以上